

別紙「審査得点の合計が同点だった場合」

- 1 最高得点者のうち、審査得点が高い方を1位とし、1位とした者が多い方を事業候補者とする。

例

事業者名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計
〇〇クラブ	90	80	85	95	70	420
△△会社	85	70	95	90	80	420

※上記例の場合、〇〇クラブの得点が高い委員が3人、△△会社の得点が高い委員が2人となるため、〇〇クラブを事業候補者とする。

- 2 1においてどちらも同人数だった場合は、各委員が1位とした者の点数を合計し、合計が高い者を事業候補者とする。

例

事業者名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計
〇〇クラブ	85	85	85	95	欠	350
△△会社	90	75	95	90	欠	350



事業者名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計
〇〇クラブ		85		95	欠	180
△△会社	90		95		欠	185

※ 〇〇クラブを1位とした委員の合計点数が180点、△△会社を1位とした委員の合計点が185点となるため、△△会社を事業候補者とする。

- 3 2においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を事業候補者とする。